

庁内各課・室長  
各地方機関の長  
各教育機関の長 様  
（学校を除く。）  
各県立学校長

教 育 長  
（公印省略）

### 教職員の不祥事防止対策について（通知）

教職員の不祥事に対しては、これまで県教育委員会、市町教育委員会、学校が一体となって、様々な防止策を講じてきました。

それにもかかわらず、昨年9月以降、教職員として決してあってはならない不祥事が相次いで発生・発覚し、県民の本県教職員あるいは本県教育に対する信頼が大きく損なわれる事態になっています。

このような現状を一刻も早く打開するため、このたび、県教育委員会として、現行対策の見直しを含め、今後取り組んでいく不祥事防止対策を別添1のとおり取りまとめ、市町教育委員会や校長会はもとよりPTAや退職校長会など教育に携わる関係者との連携・協力のもと総力を挙げて取り組んでいくための中核となる組織として、去る12月22日に「長崎県公立学校教職員コンプライアンス対策本部」を新たに立ち上げました。設置趣旨等については、別添2のとおりです。

また、11月定例県議会において、別添3のとおり、「教職員による不祥事の根絶に向けた実効ある取組を求める意見書」が全会一致で議決されました。

全ての教職員が事態の深刻さを確実に自覚するよう、所属教職員一人ひとりに対して別添1から3を含む本通知を配付し、防止対策の推進について周知するとともに、各所属において、不祥事の根絶と信頼回復に向けた効果的で具体的な取組が確実に実施されるよう指導の徹底をお願いします。

なお、本通知は、長崎県文書取扱規程第43条第2項により電子メールのみで送信しますので、御了承ください。

# 教職員の不祥事防止対策

平成 2 2 年 1 2 月  
長崎県教育委員会

# 長崎県公立学校教職員不祥事防止対策について

## 現行の不祥事防止対策

- 平成19年4月 「教職員の懲戒処分の公表基準」の策定
- 平成19年8月 「教職員の懲戒処分基準」及び不祥事事例集「信頼される教職員であるために」の策定・配布
- 平成19年12月 「長崎県教育委員会サービス規律強化月間」の実施
- 平成19年12月 「長崎県教育庁不祥事対策委員会」を設置し具体的な不祥事防止対策の検討開始
- 平成20年3月 不祥事防止対策の策定・公表

対策の実施

- ・管理職員、教職員を対象としたサービス規律研修強化
- ・サービス規律強化月間の継続
- ・各学校に「サービス規律委員会」等の委員会を設置
- ・県立学校教職員に県記章を貸与
- ・「長崎県教育委員会法令違反等通報制度」の導入 等

平成22年4月及び9月 「不祥事防止のための緊急メッセージ」の配布

## 現 状

教職員による不祥事が相次いで発生し教育に対する信頼が大きく損なわれている。  
不祥事防止に向けたこれまでの取組が結果的に十分な効果をあげることができなかった。

(背景)

- ・当該職員の教職員としての倫理意識の欠如
- ・教職員一人ひとりがそれぞれの職場で不祥事を未然に防止するという認識の不足
- ・学校組織や職場風土の問題 等

## 対 応 策

- 1 緊急対策
- 2 改善実施する現行対策
- 3 短期的な対策
- 4 中・長期的な対策

## 1 緊急対策

本年9月以降、教職員が逮捕されるという重大な不祥事が連続して発生し、学校教育に対する県民の信頼が大きく損なわれる事態となった。

この現状について、県下の全教職員が「非常事態」であるとの認識を共有し、危機感を持って不祥事根絶と信頼回復に取り組むために緊急に取り組んだ対策

### 具体的対策

- 1 公立高等学校・特別支援学校臨時校長会（10月16日）
- 2 県・市町教育委員会緊急合同会議（10月22日）
- 3 全県立学校への県教委事務局職員による訪問指導（10月21日～）
- 4 各市町立学校の校長会（10月15日～）
- 5 各学校で不祥事防止に関する職員会議（10月）
- 6 県校長会役員との協議（11月2日）
- 7 県退職校長会との協議（11月12日）
- 8 自己を見つめ直し職場の連帯感を高める月間の実施（11月）

全ての教職員が相次ぐ不祥事発生を非常事態であるとの認識を共有し、不祥事根絶による教育への信頼回復を自らの課題として取り組む決意を新たにす  
るために臨時の月間として設定した。

（実施方針）

- ・職場での不祥事防止対策を、教職員一人ひとりが自らの問題として受け止  
めるとともに、自らを律するための取組とする。
- ・教職員間の相互抑止力を高めるため、各所属の創意工夫により、職場の連  
帯意識の醸成を図る取組とする。

（具体的取組）

不祥事を起こした場合、起こった場合の深刻な影響について、ワークシ  
ート等を用いて、我が身に引き寄せ想像力を働かせて考えるための内容を組み  
込んだ校内研修等を実施する。

## 2 改善実施する現行対策

これまでの対策を「不祥事対策委員会」で点検した結果、改善を図りながら継続して取り組むこととした対策

### 具体的対策

#### 1 各学校に置く服務規律委員会の機能充実

全ての学校に服務規律委員会を設置する。(設置率100%の実現)  
服務規律委員会への外部委員(学校評議員、保護者、学校支援会議メンバー、地域団体代表等)の参加を求め、不祥事防止対策の客観性の担保と稼働性の向上を図る。

#### 2 長崎県教育委員会服務規律強化月間の継続・改善

強化月間を各学校の主体的、自発的な取組とするため、服務規律委員会が中心となり、年度当初に年間計画を作成して実施する。  
県下共通の実施テーマ以外に、各学校の実情に応じた学校独自の取組を取り入れ、教職員間の連帯感を高める形に改める。

#### 3 学校訪問及び面談等の充実・活性化

コンプライアンスと働きやすい職場環境づくりの視点に立った県・市町教育委員会による学校訪問を実施する。  
全教職員に対して、人事評価制度の自己目標管理シートにコンプライアンス項目の記述を必須化し、コンプライアンスの視点に立った管理職員による面談を実施する。管理職員は面談等を通じて所属職員の状況をきめ細かく把握し、サポートやアドバイスを行う。

#### 4 教職員研修の内容と方法の改善

事例に基づくグループ討議やワークショップを取り入れるなどの研修手法を改善する。  
新たな不祥事防止啓発資料等を利用し、服務規律委員会を中心として、各学校の継続的・計画的な校内研修の活性化を図る。

#### 5 現行の相談体制の周知

児童生徒・保護者を対象とした様々な悩みに関する相談窓口や相談機関について、再周知を図る。

### 3 短期的な対策

現行対策の点検を行い、新たに取り組むこととした対策

#### 具体的対策

#### 1 長崎県公立学校教職員コンプライアンス対策本部の設置

本県教育関係者の総力を挙げて不祥事根絶に向けた取組を進めるための中核となる組織として、県教育長を本部長とする対策本部を立ち上げる。

(対策本部の役割)

- ・長崎県教育庁不祥事対策委員会等が策定する対策の検討及び関係機関・団体での推進
- ・関係機関・団体で取り組む対策に関する連絡調整
- ・取り組んだ対策の評価と改善策の検討

#### 2 専門家会議の設置

不祥事防止対策について専門家の意見を徴するため、心療内科医、臨床心理士、民間企業人事責任者、県警OB等のメンバーによる専門家会議を設置する。専門家会議の意見を聴取し、中・長期を含めた不祥事対策の検証・改善に活かす。

(専門家会議の役割)

- ・不祥事防止対策に対する専門的知見を踏まえた指導・助言
- ・不祥事の発生要因とその分析に対する指導・助言
- ・長崎県公立学校教職員コンプライアンス対策本部における講話 等

#### 3 不祥事の要因解明の方法検討

過去の不祥事事例の再点検を行う。

本人の供述書及び校長のてん末書等報告書の様式を見直す。

裁判に至った事案については公判を傍聴する。

懲戒処分に係る事務の迅速化を図る。

#### 4 職場の連帯強化と働きやすい職場環境づくり

校内研修資料として、平成19年度発行の不祥事事例集「信頼される教職員であるために」の改訂版を作成し配布する。

新たに不祥事防止啓発「ハンドブック」を作成し配布する。

学校経営支援資料として、「教職員の業務の効率化と縮減に向けた管理職用マニュアル」の改訂版や「働きやすい職場環境づくり(まとめ)」を作成し配付する。

県教育センターが実施している教職員対象の電話相談事業や専門家によるメンタルヘルス相談など相談しやすい環境づくりを推進する。

管理職員は自己目標管理シートに明記し「働きやすい職場環境づくり」に取り組む。

## 4 中・長期的な対策

不祥事の根絶には、研修・採用・養成等の各段階での改善が必要であるとの観点から、中・長期的に取り組むべきこととした対策

### 取組方針等

#### 1 教員採用の在り方の検討

##### 【現 状】

- ・平成20年度実施の採用試験から、第2次試験対象者を拡大
- ・第2次試験では、適性検査、小論文、個人面接、教壇における課題面接、集団討論を実施し、より多面的な人物評価を行うための改善を実施
- ・面接委員に民間人、保護者代表等を依頼
- ・優れた実績を有する臨時的任用教員等に対する試験一部免除制度を小中学校志願者に実施、さらに平成22年度から同制度を拡充
- ・社会人特別採用選考を実施

##### 【中 期 的】

###### より一層人物を重視する教員採用選考試験の実施

第2次試験（個人面接等）対象者の更なる拡大  
2つの面接室を設定し違う角度から人物評価を行うなど、個人面接の在り方の改善  
優れた実績を有する臨時的任用教員等に対する試験一部免除対象枠の拡大  
適性検査の在り方の検討

###### より適正な人事管理の遂行

条件付採用制度のより適正な執行

##### 【長 期 的】

採用システムの在り方を長期的視点に立ち検討

検  
討

## 2 教職員研修の在り方の検討

### 【現 状】

- ・教職員研修体系の見直しを実施（平成20年12月）
- ・管理職研修において危機管理能力を高める内容を実施
- ・倫理・服務規律研修については、教職員のキャリアステージに合わせ、系統的な積み上げができるように位置づけて実施

### 【中 期 的】

#### 社会人としての基本を培う研修と不祥事防止に関する研修の充実

- 社会体験研修、社会貢献活動の拡充
- 管理職研修の見直し
- ミドルリーダー育成研修の充実
- 服務規律委員会担当者を対象とする研修の設定 等

### 【長 期 的】

研修体系の在り方を長期的視点に立ち検討

検  
討

## 3 教員養成系大学との連携強化

### 【現 状】

- ・県内教員養成系大学との「資質向上連絡協議会」の実施

### 【中 期 的】

- 県内教員養成系大学との「資質向上連絡協議会」でのコンプライアンス対策についての協議を実施
- 県教育委員会職員による講義の実施

### 【長 期 的】

教育実習、講義、社会体験活動等、養成段階での教育の充実に関して大学と共同で研究

検  
討



## 第 1 回長崎県公立学校教職員コンプライアンス対策本部会議開会あいさつ及び設置趣旨説明

平成 22 年 12 月 22 日（水）

13 時 30 分～（セントル長崎 3 F 紫陽花の間）

開会にあたり、ごあいさつと趣旨の説明を申し上げます。

皆様におかれましては、それぞれの立場で、本県教育の振興に御尽力をいただいておりますことに対し、深く敬意を表します。

また、本日は年末の大変慌ただしい中、寒い中に御参会いただき心から感謝申し上げます。

皆様御承知のとおり、本県では教職員として決してあってはならない児童・生徒を対象としたわいせつ事件が相次いで発生・発覚し、本県教育への信頼が大きく損なわれております。

私どもは、これまでも服務規律強化月間の実施や、教育委員長・教育長連名の緊急メッセージの教職員各人への配付など、様々な不祥事防止の取組を行ってきました。

それにもかかわらず、大変重たい不祥事が相次いだことに大きな衝撃を受けました。あのような犯罪を犯す卑劣な心を持つ者が教員の中にいたこと、それを見抜けなかったことが口惜しくてならないというのが率直な私の思いです。

今、非常事態であるとの認識を皆様と共有して、再発防止に努めなければならないと強く決意しているところであります。

教育は、学校が信頼され、教職員が尊敬されてこそ成立します。不祥事は、ごく一握りの者の行為であっても、教育が成立する条件を大きく揺るがします。

そこで、11 月には、「自己を見つめ直し職場の連帯感を高める月間」を設定し、不祥事防止は教育を成立させる前提条件であることから、職場での不祥事防止対策を教職員一人ひとりが自らの問題として受け止めるよう求めました。

そして、教育委員会、校長、教頭、事務長という縦からの指導に加えて、教職員間の横の連帯によって相互抑止力を高める必要がある。また、ボトムアップ型の対策が必要であるとの認識から、「職場の連帯意識の醸成」を図る取組をお願いしました。

この期間中に、私は校長会の場や、また、何校かの県立学校に出向いて、次のような問いかけや訴えをしました。

- 1 1 人、2 人の重大な不祥事が起これば、例えば、中小企業は倒産する。私立学校であれば生徒は来なくなる。そうなれば従業員や職員は路頭に迷う。これに対して、公立学校の教職員は組織的に甘いとの指摘を受ける。このことから、学校でも不祥事防止策を我が事と受け止め、危機感を共有していただきたいということ。
- 2 教師の主な仕事は授業であり、授業は 1 人でもできる。これに対し、他の職場は、組織として、チームとしての協力なくしては仕事が成立しない。また、教員世界には、お互いに「先生」ということで他に干渉しない、されたくないという独特の風土ともいえるべきものがある。そこで、同僚への指導・助言・忠告の少なさは、学校特有のものではないかとしっかり考えてみて欲しい。

というようなことです。

さて、本日の会議は、「県公立学校教職員コンプライアンス対策本部」の第1回目の会議であります。

この対策本部は、相次いで起こった教職員の不祥事を断ち切り、県民の信頼を回復するためには、県教委、市町教委、学校の教育機関を軸に、本県で教育に関わる関係機関・団体の総力を挙げた取組が必要であるとの考えから設置したものです。

教育関係者の総力を挙げて取り組むということで、県教委・市町教委、校長会・教頭会・事務長会はもちろんのこと、PTA連合会、教職員組合、退職校長会、県教育会、そして教員養成に当たっておられる大学の代表の方にも対策本部の構成員として参加していただいております。

この後、私どもが策定しました新たな「不祥事防止対策」を説明し、御理解をいただくとともに、これに対する協議をお願いしたいと存じます。

そして、各機関・団体で進めておられる取組等を説明していただき、共通認識を図りたいと存じます。

さらに、各機関・団体の連携や協力について、御意見をいただきたいと思います。

ところで、一昨日、県議会の本会議で、県教育委員会に対する「教職員による不祥事の根絶に向けた実効ある取組を求める意見書」が採択されました。お手元に配付しておりますが、内容は

- 1 全ての教職員が現状を真摯に受け止め、高い使命感と倫理観を持って職責を全うするよう指導を徹底すること。
- 2 不祥事の原因分析を行うとともに、対策の取組状況について、常に検証し実効あらしめるよう改善を図ること。
- 3 中・長期的な対策として整理した項目についても、早急に検討に着手し、速やかに実行に移すこと。
- 4 今後も新たな対策について、幅広い視点で検討し積極的に取り組むこと。

というものであります。

いずれにしても、今回の対策を上滑りに終わることのないよう実効ある取組とするため、学校での具体的な実践を通して教職員一人ひとりに浸透させることが求められております。

これに応えるためにも、本日は忌憚のない協議をしていただき、「一体となる」「総力を挙げる」という各機関・団体間の連携の実が上がりますようお願いしております。

教育に真剣に打ち込んでいる教職員が萎縮することなく、自信を持って児童・生徒の教育に当たり、児童・生徒の能力を引き出し伸ばすことができる教育県長崎を確立するための不祥事防止の強化対策であります。

このことを踏まえて、皆様の御支援・御協力を切にお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

平成22年12月22日

長崎県教育委員会教育長 寺田 隆士

## 教職員による不祥事の根絶に向けた実効ある取組を求める意見書

教職員の相次ぐ不祥事により、県民の学校教育に対する信頼を裏切り続けていることは、極めて遺憾と言わざるを得ない。

今般、県教育委員会において、不祥事の根絶と損なわれた本県教育に対する信頼の回復に向け、行政機関のみならず本県教育界の総力を挙げて取り組むという決意のもと、新たな不祥事防止対策が取りまとめられたところである。

これまでも様々な不祥事防止対策に取り組んできたにもかかわらず、依然として不祥事が発生しているという現実を重く受け止め、今回取りまとめた対策の実行に係る歩みを緩めることなく、不断の検証と改善に強い決意で取り組むことが必要である。

郷土の未来を託す子どもたちの教育は、「人が輝く長崎県」づくりを支える重要な柱であり、県政発展に欠くことのできない基盤をなすものである。

教職員一人ひとりが教育に携わることに誇りを持ち、子どもたちから尊敬され、自信を持って子どもたちと向き合える教育県長崎の実現を、県民とともに強く願う県議会として、今後の取組が実効あるものとなるよう、以下のとおり要請する。

## 記

- 1．全ての教職員が現状を真摯に受け止め、高い使命感と倫理観を持って職責を全うするよう指導を徹底すること。
- 2．不祥事の原因分析を行うとともに、対策の取組状況について、常に検証し実効あらしめるよう改善を図ること。
- 3．中・長期的な対策として整理した項目についても、早急に検討に着手し、速やかに実行に移すこと。
- 4．今後も新たな対策について、幅広い視点で検討し積極的に取り組むこと。

平成22年12月20日

長 崎 県 議 会

長崎県教育委員会委員長 秀 島 はるみ 様